

四日市市告示第500号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年9月5日

四日市市長 森 智 広

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2-1 京橋エドグラン13階
----------	---------------------------

2 指定をした日

令和5年9月5日

3 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類

ふるさと応援寄附金

4 指定納付受託者が歳入の納付事務を行うことができる期間

令和5年9月19日から令和6年3月31日まで

（政策推進部広報マーケティング課）